

○一関工業高等専門学校外国人留学生規則

制定 平成14年3月8日

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第56条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関して、必要な事項を定める。

(入学)

第2条 留学生は、原則として第3学年に入学を許可するものとする。

2 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

3 留学生は、定員外とする。

(教育課程)

第3条 留学生については、履修を円滑にさせるため、特別に編成された教育課程の履修をもつて、通常の教育課程の履修に替えることができる。

2 前項の特別な教育課程は、関係する教員及び第5条第1項に定める指導教員が協議の上、編成し、教務委員会の議を経て、校長が定める。

(授業料等)

第4条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費の留学生については、検定料、入学料及び授業料等は徴収しない。

(留学生指導教員)

第5条 留学生の学習及び生活指導に必要な指導、助言を与えるため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、校長が指名する。

3 指導教員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(チューター)

第6条 留学生の学校生活等に助言を与えるため、チューターを置くことができる。

2 チューターの実施要項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学則及び学内諸規則を適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。